# 資料編

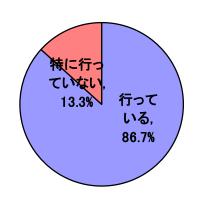
### 1. 自治公民館アンケート調査結果

問1 貴自治公民館名を教えてください。

回答のあった自治公民館			
・蚊口中	•石原	·菖蒲池西	•老瀬
・蚊口上	•東町	·菖蒲池東	・牛牧
・蚊口下	•中央通	·大池久保	・中尾
•堀の内	•中町	•御屋敷	・小並
・下永谷	・上町	•萩原	·切原
・雲雀山	・小丸	·黒谷	・兀の下
•水谷原	・畑田	·松本	・坂本
・毛作	・小丸上	·山下	・鬼ヶ久保
・新山	・宮越	・北平原	•染 <sub>ケ</sub> 岡
• 脇	・宮越上	・正ヶ井手	・家床
•舞鶴団地	•南宮越	・上江団地	・持田
・大工小路	・道具小路西	•馬場原	・正祐寺
・宮田	・道具小路南	・中川原	•鴫野
·筏	・中鶴	・川田	
・蓑江	·樋渡	・羽根田	
・十日町	・下屋敷	・青木	

- 問2 貴公民館は、地域住民のふれあいの場として、何らかの活動を行っていますか。
  - ●「行っている」が86.7%、「特に行っていない」が13.3%となっている。

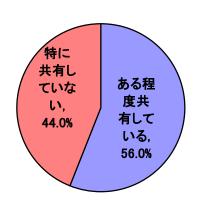
選択肢	回答数	割合
行っている	52	86.7%
特に行っていない	8	13.3%
サンプル数	60	100.0%



活動内容			
•清掃活動	33 地区	·新年会	3 地区
·各種祭事	17 地区	・研修	3 地区
・グラウンドゴルフ	16 地区	・懇親会	3 地区
·敬老会	15 地区	・子ども会	3 地区
・草刈り	10 地区	・総会	2 地区
・盆踊り	9 地区	•忘年会	2 地区
<ul><li>餅つき大会</li></ul>	7 地区	•講習会	1 地区
・交流会/ふれあいサロン	6 地区	・カラオケ	1 地区
・レクリエーション	6 地区	・バーベキュー大会	1 地区
・各種スポーツ大会	4 地区	・ラジオ体操	1 地区
•防災訓練	4 地区	・その他	6 地区
・花壇等の植栽	3 地区		

- 問3 貴公民館は、会合などの話し合いの場を通して、地域に困っている人がいる、地域内で困りごとが起きているなどの情報をある程度共有していますか。
  - 「ある程度共有している」が 56.0%、「特に共有していない」が 44.0%となっている。

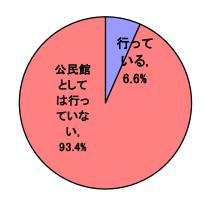
選択肢	回答数	割合
ある程度共有している	33	56.0%
特に共有していない	26	44.0%
サンプル数	59	100.0%



情報の共有方法			
·役員会	15 地区	·地区集会	2 地区
・定例会	2 地区	・総会/常会	1 地区
・民生委員を通じて	1地区	·運営委員会	2 地区
·各部会等	3 地区	・その他	9 地区

- 問 4 貴公民館では、高齢者や障がい者等で買い物やゴミ出しが難しいなど日常生活等で困っている住民がいた場合、何らかの助け合い活動を行っていますか。
  - ●「行っている」が 6.6%、「公民館としては行っていない」が 93.4%

選択肢	回答数	割合
行っている	4	6.6%
公民館としては行っていない	57	93.4%
サンプル数	61	100.0%



活動内容			
・声かけ/訪問	1地区	・月当番や役員の免除	1地区
・ゴミ出しの手伝い	1地区	・家の周りの草刈等	1地区

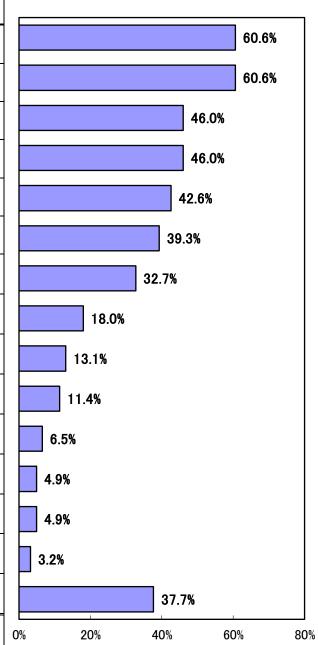
「公民館としては行っていない」との回答ではあるが、何らかの助け合い活動内容の記載があった地区の内容

- ・当地区の今後の課題であります。
- ・班の中では隣近所の方々が助け合いを行っている。公民館としては特別要請があった時のみに各班内で情報を共有し、必要なら手助けしている。
- ・各班、隣近所での共助=近所としての活動はされている。
- ・問題等が発生した場合役員会を開催
- ・年2回の各班による会議を開催

#### 問 5 貴公民館では、どのような組織がありますか。(複数回答)

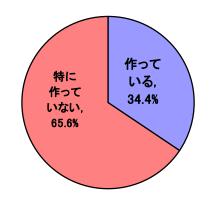
●「婦人部」、「体育部」が60.6%と最も多く、次いで、「こども育成部」の46.0%の順となっている。

選択肢	回答数	割合
婦人部	37	60.6%
体育部	37	60.6%
こども育成部	28	46.0%
子ども会	28	46.0%
高齢者部	26	42.6%
防災部·防災会	24	39.3%
青壮年部	20	32.7%
総務部・運営部	11	18.0%
環境部	8	13.1%
福祉部	7	11.4%
文化部・文化教養部	4	6.5%
産業部	3	4.9%
若葉会・むつみ会	3	4.9%
保健衛生部	2	3.2%
その他	23	37.7%
サンプル数	61	



- 問6 貴公民館では、災害時の避難誘導など自主防災組織を作っていますか。
  - ●「作っている」が34.4%、「特に作っていない」が65.6%となっている。

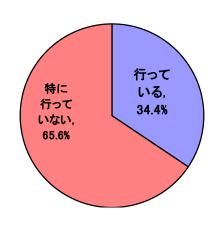
選択肢	回答数	割合
作っている	21	34.4%
特に作っていない	40	65.6%
サンプル数	61	100.0%



活動内容			
・緊急連絡網の配備	9 地区	·防災組織作成	10 地区
・避難訓練等の実施	4 地区	・その他	4 地区

- 問 7 貴公民館では、子どもの登下校時などの見守り活動や高齢者単独世帯等への声掛け活動など、何らかの見守り活動を行っていますか。
  - ●「行っている」が37.7%、「特に行っていない」が52.5%となっている。

選択肢	回答数	割合
行っている	23	34.4%
特に行っていない	32	65.6%
サンプル数	61	100.0%



活動内容			
・登下校時の見守り	15 地区	・防犯パトロール	1 地区
・声かけ	3 地区	・その他	6 地区
·下校指導/安全指導	2 地区		

「特に行っていない」との回答ではあるが、何らかの見守り活動があると記載があった地区の内容

- ・「子供安全見守り」下校指導。春、秋の交通安全運動での早朝街頭指導の実施。
- ・子ども見守り隊の方々が登下校時に活動されている。単独高齢者への声掛け活動は民生委員さんが地区内を自転車で回っておられます。
- ・但し当地区に見守り隊は2名登録されているが報告がないので活動は不明。
- 春、秋の交通安全週間時には地区住民が毎日4名交代で交差点に立っている。
- ・1. 子供の見守りは、季節的に交通安全指導程度で他は行ってません。
  - 2. 高齢者単独世帯への声掛けは地区では行ってなく民生委員が行っているのが実情です。
  - この質問も当地の今後の課題であります。
- ・R2年まで朝の登校時間帯における、見守り活動を行っていた(3名)しかし、高齢化体調不良によりR3年度においては活動なしの状態です。
- ・公民館活動では行っていないが、有志5名によるボランティアで下校時の見守り活動が行われている。
- ・小学校は保護者が交替で一緒につれていっている。
- ・公民館としては行っていないが、近隣世帯間を通して情報共有しながら見守っている。
- 問8 貴公民館での福祉に関する困りごと、悩みごとやご意見等ありましたらご記入ください。

#### 自由意見

- ・福祉での困り事は民生委員の方にしております。
- ・70 才代の高齢者世帯、館員が半数以上となっており数年後の公民館活動がどうなるのか不安である。
- ・コロナは恐いですが、なにもかにも中止にせず知恵を使って代替え策での進行を考え中!
- ・地区民の高齢化で現役引退される。地区を抜けられる。・民生委員の方で行っているようだが、特に無い。
- ・すでに数名の方が福祉の方々にお世話になっている所ですが、高齢者 1 人世帯が比較的に多いため今後が心配です。
- ・高齢化が進み、今後問題が出て来ると考えられる。プライバシーの関係があり、本人の申出がないと難しい。
- ・自治会としてどこまで関与できるのか疑問。
- ・当地区は農家主体の地域であり、過去より近所付き合いで困り事等の対処は各人が対応されていましたが、地区(域)での対応はされていないと考えます。そのカバーは民生委員が活動されていると思料します。個人情報保護の観点から大変むずかしい分野であり、感情的に入りにくさもあります。この計画(町福祉計画)を期に、機会がありましたら他地区の好事例の公開発表も計画して下さい。お願い致します。以上。
- ・近年 高齢者や母子家庭の増加により自治会の運営が将来困難に、なるのではないかと云う不安は、拭いきれません。また、団地住民は、団地という特性上、永続的に移住しないと言う観点から自治活動には消極的であり、意識も希薄している事も運営困難な理由となっていると思われます。当地区においては、戸建て住民と団地住民が混在しており意識の格差が大きいと思われます。又自治会に加入している意味や、メリット等が、無いのでは無いかと言う意見も聞かれます。以上が、悩み及び困り事になっております。
- ・地域柄、結(共助)の精神が残っており、今のところ心配はない。ただ、高齢化が進んでおり、今後、福祉に関する問題が出てくると思われる。
- ・土砂災害区域にある為、障害者がスムーズに避難出来る様な施設を開放してほしい。 (ベッドのあるところ)現在は早めにホテルを予約して避難しています。(本人が車イスの為)

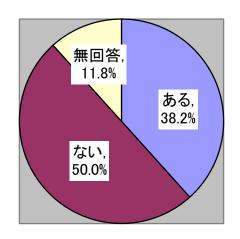
### 2. 福祉関係団体へのアンケート調査結果

- 問1 地区住民からの地域生活課題に関する相談内容について、該当する主なもの3つに○を記入してください。
- ●「高齢者の福祉や介護に関すること」が 52.9%と最も多く、次いで「日常生活でのちょっとした困りごと」が 38.2%の順になっている。

選択肢	回答数	割合	
高齢者の福祉や介護に関すること	18	52.9%	52.99
日常生活でのちょっとした困りごと (買い物、ゴミ出し等)への支援	13	38.2%	38.2%
災害時の福祉的支援に関すること	11	32.3%	32.3%
経済的な困窮に関すること	10	29.4%	29.4%
家族間、地域間での人間関係に関すること	10	29.4%	29.4%
健康の保持・増進に関すること	7	20.5%	20.5%
子どもの福祉や子育てに関すること	6	17.6%	17.6%
地域での見守りや防犯対策に関すること	6	17.6%	17.6%
障がい者の福祉や介護に関すること	4	11.7%	11.7%
就労支援に関すること	2	5.8%	5.8%
虐待や権利侵害に関すること	1	2.9%	2.9%
その他	0	0%	0.0%
無回答	4	11.7%	11.7%
サンプル数	34	100%	0% 20% 40% 60%

- 問2 住民からの地域生活課題について、相談を受けた際に、単独の相談機関等では対応が困難な場合、今後の対応等について相談する機関や施設等はありますか。
  - ●「ない」の回答が 50%と多く、「ある」が 38.2%となっている。

選択肢	回答数	割合
1. ある	13	38.2%
2. ない	17	50.0%
無回答	4	11.8%
サンプル数	34	100.0%

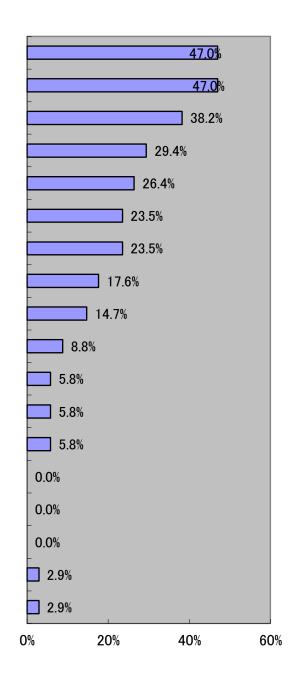


#### 相談する機関や施設等の名前

- •役場福祉課
- ・社協包括センター
- ·公民館長等、地区担当職員
- ・町役場、包括センター、福祉事務所、担当ケアマネージャー等に相談しますがこの件については〇〇と把握できているわけではなく、まず相談ということでお話を聞いたり相談にのっていただいたりしているところです。しかし、解決にたどりつけていない案件もあります。どこに相談すればよいかと悩んでいることもあります。
- ·高鍋町福祉課
- ・まずは、役場福祉課に相談して対応する。
- •福祉事務所
- ・町社会福祉協議会に相談する。
- ・役場(福祉課)、高鍋社協(総合相談支援センター)
- ・役場関係課(係)、一ツ瀬川土地改良区
- ・役場の係、包括支援センター
- ・1. 人権相談(法務省)
  - 2. 役場
- ・役場福祉課や健康づくりセンター、みらい等

- 問3 地域福祉を推進するために、特に行政機関が力を入れて取り組むべきだと思う施策として該当する主なもの3に○を記入してください。
- ●「相談支援体制の整備・機能強化」、「高齢者が安心して暮らせる福祉施策」が 47.0%と一番多く、次いで「災害時の要配慮者に対する支援施策」が 38.2%となっている。

選択肢	回答	割合
相談支援体制の整備・機能強化	16	47.0%
高齢者が安心して暮らせる福祉施策	16	47.0%
災害時の要配慮者(高齢者や障がい者 等)に対する支援施策	13	38.2%
福祉サービスの利用援助や苦情解決体制の充実	10	29.4%
地域福祉の普及啓発・福祉教育の推進	9	26.4%
福祉人材の確保・育成	8	23.5%
安心して子育てできる支援施策	8	23.5%
道路や交通環境・建物等のバリアフリー化	6	17.6%
障がい者が安心して暮らせる福祉施策	5	14.7%
生活困窮者への経済的支援施策	3	8.8%
自殺のない地域社会づくりの推進	2	5.8%
健康の保持・増進を図る健康づくり	2	5.8%
ボランティア団体やNPO等への社会貢献活動の促進	2	5.8%
罪を犯した方への支援	0	0%
権利擁護(成年後見制度等)の推進	0	0%
外国籍町民への支援	0	0%
その他	1	2.9%
無回答	1	2.9%
サンプル数	34	100%



問 4 質問 3 で選択した施策等を推進していくために、各組織・団体が協力できることや行政への要望等があればご記入ください。

#### ○協力できること

- ・調査、聞き取り・近所のみまもり。常につながりをもつ。
- ・民生委員の立場から
- 一人暮らしの高齢者を時折、訪問しての感想です。高齢者の方々の多くは持病(足が悪い、耳が遠い、血圧が高い等)をまた精神的にも一人暮らしで寂しい思いをされている方が少なからずおられます。近くに子どもや親族がおられる方はいいのですが、近くに親族がいない。全くの一人暮らしの中には、自転車に乗れないので買物が大変(荷物が重い)病院へ行くのが大変(車がない、足が悪い等)経済的に大変(年金)毎日一人で寂しい等よくお聞きします。(どの地区もそうでしょうが…)これまでがんばって来られた高齢者の方々、残りの人生も充実し有意義に過ごして欲しいと願っているところです。昔に比べ人間関係が希薄になったこの頃ですが特に地区内でのきめ細やかな声かけ、気配りが一番大事と考えます。(私の地区でもがんばって下さっています)
- ・災害時での安否確認、見守りを希望する高齢者宅への訪問。
- ・健康で時間的余裕のある高齢者の有効活用

#### ○行政への要望

- ・行政にたずさわっている方々が地域の方に積極的に入り、地区民の困りごとを肌で感じとって行政へ積極的に生かしてほしい。
- ・生活保護世帯への相談、支援については民生委員と福祉事務所との情報交換等、緊密な連けいが必要と考えているので福祉事務所から民生委員への積極的なアプローチを強く望む。(現状では、福祉事務所からのアプローチは全くなく、意見を聞かれることもない)
- ・現町長は、よく仕事をされていると思うが、立候補された時に揚げられた多項目の目標も実際トップになり内部情報が解かれると、出来る事は限られてくると思う。

「全ては高鍋町が良くなる為のキーワード」と言われるのは間違いないがやはり優先順位を決める事は必要と思う。現町長は福祉関係や生活困窮者問題等へは余り関心ないのではないかな?と思う。

- ・担うべき役割を明確(周知)にし、積極的に関与してほしい。
- ・サポートセンターがサポートしている先の民生委員への周知。
- ・1「福祉」に対する(行政の)基本理念の確立と明確化
  - 2「福祉」を実行できる組織体制・システムの確立が必要。予算立案
  - 3 地域住民側の参画を促すための政策の立案・実施(組織率の向上)
- ・町民からの何らかの依頼があればすぐ対応して返答してほしい。
- ・子育て世帯への経済的支援 ・行政活動の見える化を望みます。
- ・高鍋町は日向灘に面して水害(津波)対策として、地域面(持田地区)・対策支援

高齢者(障がい者含)の災害発生時の行動(対応)が十分ではありません。防災上自助が初期で、共助が次期になりますが自助の段階で普及啓発ができてなく地域的にもつまずいている状態です。今後共に区長を始めとして訓練等を重ねて自助の醸成を計りますが、行政からのアドバイスがあれば幸いです。近隣の鴫野地区は防災(津波)の先進地区であり、見習い勉強して行かなければと考えています。

# 3. 地区一覧

	行	政区	名	地区		行	政区	名	地区
1	蚊	口西の			47	中		鶴	
2	蚊	口西の	_		48	樋		渡	
3	蚊	П	中	1地区	49	下	屋	敷	
4	蚊		上		50	菖	蒲 池	西	6 地区
5	蚊		下		51	菖	蒲 池	東	0.466
7	堀	の内団	地		52	大	池久	保	
8	堀	の	内		53	御	屋	敷	
9	下	永	谷		54	萩		原	
10	上	永	谷	2 地区	56	黒		谷	
11	雲	雀	山		57	松		本	
12	水	谷	原		58	山		下	
13	越	ケ	溝		59	西	平	原	
15	毛		作		60	北	平	原	7 地区
16	新		山		61	東	平	原	
17	太	平	寺		62	水		除	
18		脇			63	正	ヶ井	手	
19	舞	鶴団	地	3 地区	64	小	丸 団	地	
20	大	工小	路		66	小	丸出		
21	宮		田		67	上	江 団	地	
22		筏			68	馬	場	原	
23	蓑		江		69	中	Ш	原	8地区
25	南		町		70	Ш		田	0 2022
26	+	日	町		71	羽	根	田	
27	六	日	町		72	青		木	
28	石		原		73	老		瀬	
29	東		町	4 地区	75	牛		牧	
30	中	央	通	1-02	76	南	牛	牧	
31	中		町		77	市	の	山	9 地区
32	旭		通		78	中		尾	
33	上		町		79	小		並	
34	松	原	町		81	竹		鳩	
35	小		丸		82	切		原	
36	小	丸	下		83	兀	の	下	10地区
37	畑		田		84	坂		本	1 0 5
38	小	丸	上	5 地区	85	鬼	ヶ 久	保	
39	後	小	路	<u>ئ</u> ون - ق	86	俵		橋	
40	宮		越		88	染	ケ	畄	
41	宮	越	上		89	家		床	
42	南		越		90	持		田	1 1地区
44	道	具 小 路			91	持	田団	地	
45	道	具 小 路		6 地区	92	正	祐	寺	
46	道	具 小 路	南		93	鴫		野	

### 4. 高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員設置要綱

平成 28 年 1 月 20 日 訓令第 4 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画等」という。)を策定するに当たり、高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 地域福祉計画等の調査研究に関すること
  - (2) 地域福祉計画等の立案に関すること
  - (3) その他地域福祉計画等の策定に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。
  - (1) 住民組織の代表者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 町議会議員
  - (4) 社会福祉施設の代表者
  - (5) 社会福祉活動団体関係者
  - (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画等策定の事業が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 5. 高鍋町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

分野	団 体 名	役 職 名	氏 名	備考
	高鍋町自治公民館連絡協議会	評議員	近藤 博信	
	高鍋町民生委員・児童委員協議会	障がい部会	宮武 律子	
住民組織の 代表	高鍋町高齢者クラブ連合会	会長	盛武 寛	
1012	高鍋町婦人団体連絡会	会長	原田 桂子	
	高鍋町子ども会育成連絡協議会	会長	井上聰	
町議会議員	高鍋町議会	総務厚生常任 委員会委員長	杉尾 浩一	副委員長
	特定非営利活動法人 AI	理事長	樫原 富子	
社会福祉施設の 代表者	わかば保育園	園長	阿萬 純江	
1020 E	特定非営利活動法人しろはと工房	理事長	黒木 誠	
社会福祉活動	社会福祉法人 高鍋町社会福祉協議会	事務局長	小泉 達成	委員長
団体関係者	高鍋町ボランティア連絡協議会	副会長	黒木 伸子	
その他町長が必要と認める者	高鍋町消防団	団長	矢野 博彦	
	キャンパス・きっず	相談支援専門員	蓑毛美奈子	
	公募委員		佐藤 正樹	
	公募委員		川原 涼子	

## 6. 用語解説

用語	初出ページ	解  説
あ行		
入口支援	P90	矯正施設退所者を対象とした出口での支援に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、刑事施設に入所するに至る前の段階で、罪を犯した者に対して、福祉的支援につなげるなどの支援を行うことをいう。
医療観察制度	P79	心神喪失又は心神耗弱の状態(精神の障害のために善悪の判断がつかないか、そうした判断に従って行動できないなどのため、通常の刑事責任を問えない状況のことをいう。)で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度。平成15年に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、適切な処遇を決定するための審判手続が設けられたほか、入院決定(医療を受けさせるために入院させる旨の決定)を受けた者については、厚生労働省所管の指定入院医療機関による専門的な医療が提供され、その間、保護観察所は、その者について、退院後の生活環境の調整を行う。また、通院決定(入院によらない医療を受けさせる旨の決定)を受けた者及び退院を許可された者については、原則として3年間、厚生労働省所管の指定通院医療機関による医療が提供されるほか、保護観察所による精神保健観察に付され、必要な医療と援助の確保が図られる。
NPO	P28	「民間」の「非営利団体を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。Non Profit Organizationの略称。
か行		
鑑別	P79	対象者を調査し、性格・性質の判断を行うこと。
起訴	P80	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であって、その訴追が必要であると判断する場合には、裁判所に起訴状を提出して起訴する。
起訴猶予	P90	被疑者が犯罪をしたことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。
協働	P1	自治の推進のために町民及び町がそれぞれの果たすべき役割と責務 を認識し、対等な立場で、協力連携すること。
矯正施設	P78	刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を合わせて矯正 施設と呼ぶ。

共生型サービス	P3	ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ等について、高齢者や障がい(児)者が共に利用できるサービスのこと。「介護保険」か「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくなる。「障がい福祉」の指定を受けている事業所『A』のサービスを利用している人が、65歳を境に「介護福祉」の指定事業所へ移行せざるを得なかったのが、事業所『A』が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き、なじみのある事業所『A』でサービスを利用することができる。
協力雇用主	P80	者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間 の事業主。
合理的配慮	P51	障がいのある人の人権が障がいのない人と同じように保障され、社会 生活に等しく参加できるよう、障がい特性や困りごとに合わせて行われ る配慮のこと。
刑事施設	P88	刑務所、少年刑務所及び拘置所のこと。
刑法犯	P78	刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰 法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃 盗・詐欺などの犯罪。
権利擁護	Р3	判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや 権利侵害の解消や予防をすること。
さ行		
再犯防止啓発月間	P94	再犯防止推進法第6条には、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められている。
市民後見人	Р3	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。
処遇	P27	受刑者や保護観察処分を受けた者などの資質や環境に応じ、改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行われる作業(生産作業、自営作業、職業訓練)、改善指導及び教科指導。
受刑者	P79	懲役、禁錮又は拘留の刑罰の執行を受けている者。
自立準備ホーム	P88	保護観察所が登録した特定非営利活動法人や社会福祉法人が管理する施設の空き室を活用し、保護観察所の委託を受けて、身寄りの無い矯正施設退所者等に提供する住居のこと。食事の提供や生活指導も行う。

スクールソーシャルワー カー	P92	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。		
生活困窮者自立支 援法	P57	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困 窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給や その他の支援を行うことを目的とした法律。		
生活困窮者自立相談支援窓口	P87	働きたくても働けない、住む所がないなどの生活全般にわたる困りごとに対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う窓口のこと。		
た行				
地域共生社会	P1	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。		
特別調整	P91	高齢(おおむね65 才以上)であり、又は障がいを有する矯正施設入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うもの。		
な行				
認知件数	P78	警察などの捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数のこと。		
ノーマライゼーション P72 障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生き の整備、実現を目指す考え方。		障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きるための社会・福祉環境 の整備、実現を目指す考え方。		
は行				
8050 問題	P35	ひきこもりの長期化等により、本人と親が高年齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。		
BBS 会	P80	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、少年の立ち直りや自立支援を実施するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。Big Brother and sister movement の略称。		
保護観察	P79	犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもの。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がその対象となる。		
や行				
ユニバーサルデザイン	P65	年齢、性別、人種、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザインのこと。		